

戦前日本の文化財保護意識

—古器旧物保存の布告から国宝保存法まで—

A Study of the Consciousness of Cultural Properties Preservation in Prewar Japan
- from Imperial Cabinet Decree for the Preservation of Antiquities to the Law for the Preservation of National Treasures-

真鍋沙由未
MANABE Sayumi

1. はじめに

(1) 研究背景と先行研究

本研究は、戦前において日本人の文化財保護意識がどのようなものであったのかを、その歴史的経緯とともに明らかにしようとしたものである。日本の文化財保存行政は明治初頭に始まり、世界でも有数の充実した遺産保護の仕組みを今日まで育ててきた。この近代日本における文化財保護の歴史について、これまで法律など制度面からの研究は多くなされてきたが、その制度の外で、政府また民間人がどのような文化財保護意識を有し活動を展開してきたかは明らかにされていない。

戦前においても制度の外で、積極的に文化財保護に参加し発言した人々が存在していた。それは、明治政府が保存行政の重要な対象とした市民の保護意識も高かった京都・奈良の人々であり、また広く当時の日本の知識人たちであった。彼らが戦前日本の文化財保護に与えた影響、その保存活動の実態とそれを支えた意識については詳細な研究が行われていない。文化財保護が急速に発展した戦前日本で、行政外の保護意識^{注1}の発展過程を検証することで、戦前日本の保護意識の実態をより明確にすることができると考える。

(2) 研究方法

本研究は歴史研究であるため、文献調査が中心となる。また、本研究で扱う文化財は、古社寺保存法・国宝保存法の保存対象であった古社寺と古美術品とする。

文献調査においては、当時の知識人の意識の動向を知るために雑誌論文を中心に扱った。雑誌論文での記事を当時の社会背景などと照らし合わせながら、保存行政の中心にあった京都や奈良の人々や広く日本の知識人たちが文化財にどのような役割を求めたかを整理し、保護意識を考察していった。

明治初～30年までは保存行政黎明期にあたるころから、まず政府の保護意識について、またこの時期に重要な役割を果たした京都・奈良における人々の保護意識について検証した。明治30年以降になると、雑誌が数多く発行されるようになり、社会情勢も反映して、文化財保護に対する知識人たちの考えが雑誌掲載記事を媒体に盛んに発表されるようになる。保存行政を批評する彼らの保護意識を検証した。最後に、以上により検証した明治初頭から昭和初頭にかけての保護意識の展開をまとめて結論とした。

2. 国家事業から見る保護意識について—古社寺保存法成立まで—

まず初めに、明治4年古器旧物保存の布告から明治30年古社寺保存法の制定までの政府が行政の制度のうちで展開してきた保護意識について述べる。本研究では対象を古社寺と古美術品としているので、その2点に絞って、保存行政の動きと意識を見ていく。

(1) 古美術品の保存

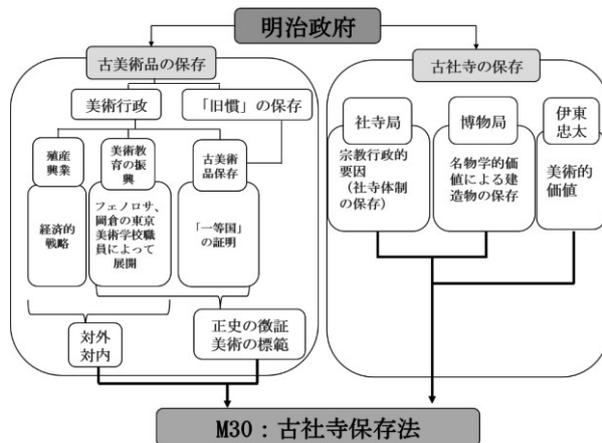
古美術品の保存は、美術行政と「旧慣」保存へと組み込まれていった。美術行政は殖産興業と美術教育の振興、古美術品保存の3点で構成されていた。1点目の殖産興業は、良質の古美術を保存することで良質な美術工芸の創作・輸出を促すという経済的戦略としての性格が強いものであった。2点目の美術教育の振興は、フェノロサ、岡倉の東京美術学校職員によって展開され、彼らは美術教育振興を頭におきながら古美術品の調査保存に努めていた。3点目の古美術品保存については、明治10年代中頃からの天皇中心の体制に向けて、御物と社寺の管理を中心に、宮内省と内務省で行われた。この3点目は「旧慣」^{注2}の保存とも深く関わっていた。明治政府は、

皇室関係の文化財を重点的に保存することで、欧州諸国に日本の正史を語り、日本も「一等国」であることを示す、という文化的戦略を狙ったものだった。以上から、古美術品を正史の徴証、美術の標範であるとみなしており、対外、対内両方を意識した保存であったと考察できる。

(2) 古社寺の保存

一方で古社寺の保存は、3つの保護意識が存在した。1つ目は明治10年代～20年代の社寺局の社寺体制を守ろうとする宗教行政的理由、2つ目は明治初年の古器旧物保存の流れを汲んだ明治10年代～20年代の博物局の名物学的価値による建造物の保存、そして明治20年代後半の伊東忠太の美術的価値に基づく保護意識、この3つの価値が合流し、古社寺保存法へとつながっていった。

以上が保存行政の主な流れだが、この明治初頭から中期頃、「旧慣」の保存の対象地域では、内部で独自の保護意識が発展した。3章では保存行政対象地の内部の保護意識について論述していく。



【図1】保存行政の流れと保護意識

3. 事業対象地（奈良・京都）から見る保護意識について—明治30年までを対象に—

「旧慣」保存の対象地として、政府が選んだのが、奈良・京都であった。

(1) 奈良の古社寺保存行政

奈良は、明治政府が最も重要視していた皇室文化保存対象地であったため、特に史蹟と正倉院を中心とした明治政府主導の保存行政が長く続いていた。しかし、奈良では保存行政から漏れてしまった中小社寺が多く存在していたため、民間事業による保存活動も展開された。展開された民間事業として博覧会の開催、講・保存会の設立などが挙げられるが、

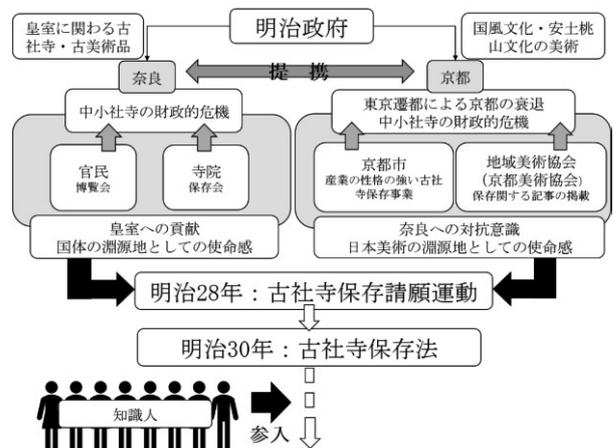
いずれも単独での大きな保存活動ではなく、基本的には受け身の姿勢であった。

(2) 京都の古社寺保存行政

一方、明治時代の京都で展開した古社寺・古美術品保存は、受け身ばかりの保存活動ではなかった。京都も、保存行政から漏れてしまった中小社寺が多く存在していたのに加えて、東京遷都による京都のまちとしての衰退の危機もあり、京都府・京都市行政は保存活動を行わなければならなかった。京都府は古社寺保存関連事業（京都博覧会、第四回内国勧業博覧会、平安遷都千百年記念祭、京都都保勝会設立・運営）を組み込んだ「京都策」を、明治20年代を中心に展開した。しかし、「京都策」の古社寺保存関連事業は産業としての性格が強く、また中小社寺の資金不足を補うこともできなかったため、古社寺保存としては消化不良の残るものだった。京都市は保存課題を解消するため、同じ課題を抱えている奈良県に加えて、当時盛んに保存啓発活動を行っていた民間団体の京都美術協会と提携を結び、古社寺保存法の成立を目指した。

協力関係を結んだ奈良と京都は、それぞれ古社寺保存の必要性を認識していたが、根底にある意識は、異なるものであった。奈良は皇室への貢献と国体の淵源地としての使命感、京都は奈良への対抗意識と美術の淵源地としての使命感からの由来であることが、当時の行政文書や京都美術協会の機関誌『京都美術協会雑誌』、また地元新聞『日出新聞』記事からも判明した。

奈良・京都の尽力もあって明治30年に古社寺保存法が制定されたが、法律の制定後、保護意識の形成に次なる展開を示したのが、知識人たちだった。



【図2】奈良・京都の保護意識

4. 知識人たちの保護意識—雑誌記事を中心に—

明治20年代頃から、雑誌が増加し、知識人たちが自身の論を主張する場が増えた。彼らが執筆した古社寺・古美術品保存に関する記事を、古社寺保存法から国宝保存法までの期間で掲載時期と雑誌の種類で検証したところ、三期にわけることができた。明治30年の古社寺保存法成立から明治34年までの総合雑誌・歴史雑誌を中心に掲載された第一期、明治35年から大正時代までの学術専門雑誌を中心に掲載された第二期、昭和初期の博物館専門雑誌の台頭期を第三期とし、各期の知識人の保護意識について検証した。

(1) 明治30～34年の保護意識—歴史的価値と史料的价值の主張—

主に総合雑誌・歴史雑誌に登場した明治34年までの知識人たちは、文芸評論家(思想家)・歴史家・美術家の3つの立場に整理することができた。また、それぞれの記事を分析した結果、知識人たちは保存する意義の拠り所として、美術的価値・歴史的価値・史料的价值の3つの価値について言及した。

美術的価値とは美術史上の価値に基づき得られた評価を指し、歴史的価値とは古社寺・古美術品を通して歴史を追想することを重視した価値観を指し、史料的价值とは古社寺・古美術品を学問、特に史学分野で貢献することを重視した価値観を指す。

どの価値観を重視するかは立場によって異なっており、特に3つの価値の中で当時の知識人たちの共通の価値認識は、歴史的価値であった。しかし、この価値によって目指すべき目標は異なっており、美術家は美術教育振興のため、文芸評論家と歴史家は国民の元気・品格向上のためであった。

【表1】知識人の保護意識の分析に関する表

	文芸評論家 (思想家)	歴史家	美術家
美術的価値	○	○	◎
歴史的価値	◎	◎	○
史料的价值	○	◎	—
目指すべき 目標	国民の元気・品格向上		美術教育振興

(2) 明治35年～大正時代の保護意識

古社寺保存法が制定されてある程度時間が経つと、総合雑誌では古社寺・古美術品に関する記事は掲載されなくなり、記事の掲載は専門雑誌のみでされる

ようになった。古社寺であれば『建築雑誌』、古美術品であれば『美術新報』というように、各雑誌で扱う文化財の種類の違いが行われた。それぞれの雑誌が専門とする分野に細分化されて、各専門雑誌でそれぞれで保存に関する記事が掲載されたが、昭和に入ると古美術品に関する記事は、博物館専門雑誌『博物館研究』へと集約された。

(3) 昭和初期の保護意識

古美術品保存に関する記事を多く掲載していた博物館専門雑誌『博物館研究』とは、昭和初期の博物館設置運動に大きな役割を果たした「博物館事業促進会」の機関誌である。『博物館研究』では、古美術品の保存管理問題、国宝の国公立博物館への出陳の義務化、郷土教育の高揚の影響など、昭和初期の保存管理の現場が抱える課題や今後の展望に関する記事が多く掲載された。

『博物館研究』の中でも、大正初期から盛んになった郷土教育の影響を受けた博物館に関する議題は、様々な分野の知識人たちによって論じられた。棚橋源太郎を中心とした昭和初期の知識人たちは、博物館の展示品について郷土の過去と現勢を示し、かつ郷土の発展に貢献するものでなければならぬと主張した。この郷土の過去を示すものは、美術的価値は含まない先史時代から近世までの古器旧物・考古品・遺品が推奨された。

この昭和初期の郷土教育の影響を受けた、地域的特色の強い展示品構想について、先行研究では郷土教育の影響であることが指摘されているが、本研究の分析から、郷土教育の風潮に先行して明治後期の知識人たちが地域的特色の重要性を主張していたことが明らかになった。

この時期、戦前日本で第二次博物館設置運動が巻き起こっており、明治後期の知識人たちの主張は、この運動と関連したものであった。分析に用いた記事を書いた知識人は、岡倉天心、高山樗牛、箕作佳吉の3人である。3人の設置推奨地と推奨展示品を整理してみると、地域的特色と、時代的特色の2点に整理することができた。特に岡倉が提案した展示品構想は、高山が地域的特色、箕作が時代的特色それぞれを指摘しているのに対して、両方を意識したものだった。地域的特色と時代的特色に軸を置いて見てみると、3人の主張は、奈良京都以外で近世までの正史を有する地方と、日本において重要な地方史の2点に整理することができた。

以上の明治後期から昭和初期までの構想と明治0

年代から明治 30 年までの中央行政による保存対象を流れに組み込んでみると、明治 0 年代～30 年が「日本淵源地にある正史」、明治後期が「地方にもある正史と時代を象徴する美」、昭和初期が「各地方の先史時代から近世までの地方史と文化」と、徐々に地域的特色と時代的特色の保存対象範囲が拡大していていると言えるだろう。

以上から、知識人たちの保護意識は、雑誌論文を媒体に、それぞれの学問に準じた価値観のもと保存の意義を考えており、時代が下るにつれ、保存の対象は地域的にも時代的にも範囲が広がっていった。

5. 国家の古社寺・古美術品保存行政に対する知識人の意識

第 4 章で、各々拠り所である学問に即した保護意識を知識人たちは持っていたことが判明したが、保存行政に対しては、知識人はどう考えていたのか。第 5 章では知識人たちの保存行政に対する保護意識について検証した。

第 2 章、第 3 章でも述べたが、明治 2 年より国家による古社寺の官費営繕は行われていたものの、営繕対象は神社のみで、旧器破壊風潮に疲弊した多くの寺院は救済されなかった。明治 10 年代～20 年代では社寺局が寺院を対象とした保存金の交付による処置を施したが、国家が対象としたのは大規模寺院だけであり、奈良や京都でも対象から外れた中小社寺は講や保存会の力を頼らざるを得なかった。しかし、それでも中小社寺の資金不足を補うことができず、奈良県と京都市では保存課題を解消するため、民間団体の京都美術協会も参入して、古社寺保存法の成立を目指した。

古社寺保存法が成立したものの、保存管理の点では不備のあった法律であったため、知識人たちは保存方法について論じる必要があった。明治 30 年代は特に火災から古社寺・古美術品を守ることに重点が置かれ、防災の観点から博物館で保管を推奨する概略的な意見が出現した。一通り議論しつくした後は、知識人たちの間で話題に上ることもなかったが、関東大震災での被災によって再び保存方法について検討し、耐震を含んだ保存管理を優先する性格の強い保護意識へと展開した。特に、『博物館研究』が発行されてからは「美術歴史考古品保存問題」研究会が開かれるなど、意欲的な姿勢と実務的な保存管理へと保存現場の実情に即した議題へと変質した。これらの保存管理は、第二次世界大戦の影響で昭和 10

年代になると防空対策へと展開していく^{注3}。

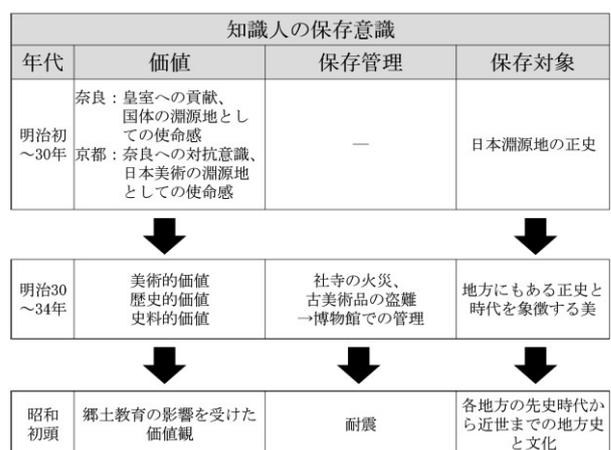
6. 保護意識・保存の議論の「場」・それに参加する知識人たちの変容

以上、第 3～5 章にかけて、明治初頭から昭和初頭の保護意識の変遷をみてきた。

保護意識の展開は、価値、保存管理、保存対象の 3 つにわけることができる。まず、1 点目の価値について、明治初～30 年までは、保存行政の対象地であった奈良・京都内で展開された。奈良では皇室への貢献と国体の淵源地としての使命感、京都は奈良への対抗意識と日本美術の淵源地としての使命感を根底に保存活動を展開していた。次の明治 30～34 年までは、美術的価値・歴史的価値・史料的価値の 3 つの価値が出現し、昭和初頭には、郷土教育の影響を受けた価値観が出現した。

次に、2 点目の保存管理については、明治 30 年頃に社寺の火災、古美術品の盗難の被害が相次いでいたことから、知識人たちは博物館での管理を推奨し、関東大震災以後の昭和初頭では耐震を重視したものとなった。

最後に 3 点目の保存対象については、古社寺保存法が制定されたり、郷土教育の影響を受けたりして、その対象は地域的に見ても、時代的に見ても広がっていった。



【図 3】知識人の保護意識の展開図

ここで、もう一点注目すべき箇所がある。保護意識の発展とともに、保存に関する議論を行う「場」と、それに参加する人が、意識と合わせて展開していったことである。

法整備が整う前の明治初年～30 年は、中央行政・奈良・京都を中心に保存活動が展開されていたため、

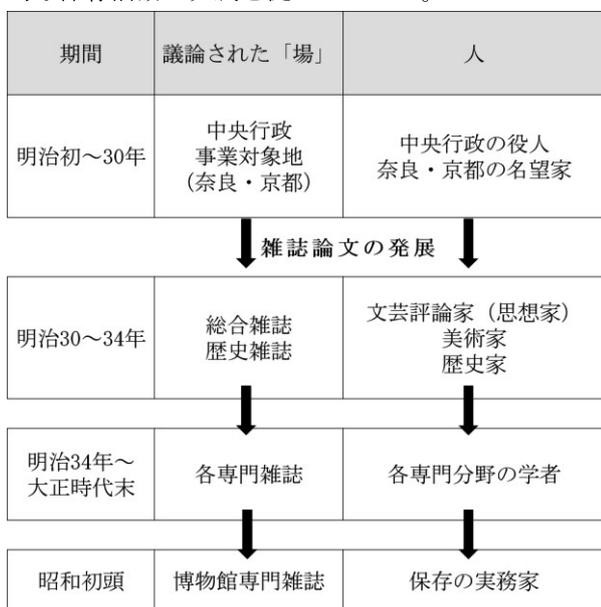
中央行政の役人や奈良・京都の名望家によって、中央行政・奈良・京都で議論された。

法整備が整った後の明治 30（古社寺保存法成立）～34 年までは、雑誌論文の発展も重なって、文芸評論家（思想家）・美術家・歴史家などの多様な知識人たちによって総合雑誌・歴史雑誌で議論された。

明治 34 年～大正期末までは、各専門雑誌が自身の学問と関係ある文化財のみを取り上げるようになって細分化されたため、美術家・建築家・歴史家など各専門分野の学者によって議論された。

そして、昭和初頭（国宝保存法成立）になると、博物館専門雑誌が創刊されたことによって、古美術品の保存の議論はここに集中することとなる。また議論する人も博物館の関係者、つまり保存の実務家へと変化した。

これらから、近代日本において知識人たちはそれぞれの保護意識を持ち、雑誌論文という「場」で議論を交わすことで、行政とは別の文脈で保存に関わる言論活動を展開していたことがわかる。知識人たちによる自由な保存の議論の「場」の形成と活発な議論こそが、近代日本での古社寺・古美術品の主体的な保存活動の発展を促していった。



【図 4】 議論された「場」と人の変化

脚注

注 1 本稿での「保護意識」とは、「古社寺・古美術品への保存に対する意識」とする。

注 2 「旧慣」保存とは、明治 10 年 1 月から 7 月までの明治天皇京都・大和国行幸における京都滞在を契機とするものである。当時の日本は条約改正などのために、国際社会において欧米諸国の

ような「一等国」になる必要があり、オーストラリアやロシアの皇室に倣った日本皇室の伝統的儀礼の「旧慣」保存がなされた。宮内省を中心に推し進められたこの事業は、聖域化をめざす皇室の権威を伸長するものとして機能した。（高木博志：『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』 校倉書房 1997）

注 3 椎名仙卓：『近代日本と博物館—戦争と文化財保護—』 雄山閣 2010

参考文献

- 1) 棚橋源太郎：『博物館・美術館史』 長谷川書房 1957 年
- 2) 文化財保護委員会：『文化財保護の歩み』 大蔵省印刷局 1960
- 3) 東京国立博物館：『東京国立博物館百年史』 第一法規出版株式会社 1973
- 4) 浦崎永錫：『日本近代美術発展史 [明治編]』 東京美術 1974
- 5) 椎名新太郎：『精説文化財保護法』 新日本法規出版株式会社 1977
- 6) 奈良公園史編集委員会：『奈良公園史』 第一法規出版 1982
- 7) 西村幸夫：「建造物の保存に至る明治前期の文化財保存行政の展開—「歴史的環境」概念の生成史 その 1—」 『日本建築学会計画系論文報告集』 (340) p.101-110 1984
- 8) 鈴木木・山上豊・竹末勤・竹永三男・勝山元照：『奈良県の百年』 山川出版社 1985
- 9) 西村幸夫：「明治中期以降戦前における建築物を中心とする文化財保存行政の展開—「歴史的環境」概念の生成史 その 2—」 『日本建築学会計画系論文報告集』 (351) p.38-47 1985
- 10) 芸術研究振興財団・東京芸術大学百年史刊行委員会：『東京芸術大学百年史』 ぎょうせい 1987
- 11) 椎名仙卓：『日本博物館発達史』 雄山閣出版 1988
- 12) 内川隆志：「郷土教育の変遷 I—明治～昭和初期の郷土教育—」 『國學院大學博物館學紀要』 (15) p.54-65 1990
- 13) 奈良県史料集委員会：『奈良県史』 第 6 巻 寺院 名著出版 1991
- 14) 西村幸夫：「「史蹟」保存の理念的枠組みの成立—「歴史的環境」概念の生成史 その 4—」 『日本建築学会計画系論文報告集』 (452) p.177-186 1993
- 15) 内川隆志：「郷土教育の変遷 II—昭和初期の郷土教育と博物館—」 『國學院大學博物館學紀要』 (19) p.1-10 1994
- 16) 岡田英男：「建造物修理初期の批判と現在の施工上の問題点」 『文化財学報』 (13) p.57-69 1995.03
- 17) 清水重敦：「明治 30 年代の古社寺建造物復原論争について」 『学術講演梗概集, F-2, 建築歴史・意匠』 p.121-122 1995.08
- 18) 奈良市史編輯審議会：『奈良市史』 通史四 吉川弘文館 1995
- 19) 稲葉信子：「伊東忠太と古社寺保存—明治中期の建築界と伝統保存」 『月刊文化財』 (411) p.34-40 1997.12

- 20) 内田和伸：「奈良県・京都府における古代遺跡の保存と整備」『日本歴史』(586) p.80-96 1997.03
- 21) 岡田健：「国宝指定と日本美術史—岡倉天心の時代」『月刊文化財』(411) p.29-33 1997.12
- 22) 高木博志：『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』校倉書房 1997
- 23) 州鎌佐智子：「京都美術協会雑誌の目録—人物編・展覧会編・団体編—」『京都文化博物館研究紀要 朱雀』(10) 京都府京都文化博物館 1998
- 24) 松本三之介・山室信一：『日本近代思想体系 10 学問と知識人』岩波書店 1998
- 25) 水瀨あまな・藤岡洋保：「古社寺保存法成立に果たした京都の役割」『日本建築学会計画系論文報告集』(503) p.203-210 1998.01
- 26) 水瀨あまな：「京都府における古社寺保存法の運用と修理方針」『日本建築学会計画系論文報告集』(503) p.409-410 1998.09
- 27) 佐藤道信：「近代国家による美術行政」『文化庁月報』(371) p.10-13 1999.08
- 28) 佐藤道信：『明治国家と近代美術』吉川弘文館 1999
- 29) 金山喜昭：『日本の博物館史』慶友社 2001
- 30) 文化庁：『文化財保護法五十年史』ぎょうせい 2001
- 31) 小林丈広：『明治維新と京都』臨川書店 2004
- 32) 伊藤之雄：『近代京都の改造』ミネルヴァ書房 2006
- 33) 高木博志：『近代天皇制と古都』岩波書店 2006
- 34) 依田徹：「岡倉天心の日本美術史時代区分に関する考察—「近世」規定と「円山応挙」論をめぐって—」『東京藝術大学美術学部論叢』3A1-A17 p.1-7 2007.03
- 35) 吉田綱市：「新薬師寺の明治修理に関する保存論争と「水谷仙次」」『日本建築学会計画系論文報告集』(620) p.229-234 2007.10
- 36) 並木誠士：「京都の初期博覧会における「古美術」」『近代京都研究』思文閣出版 2008
- 37) 丸山宏：「近代における京都の史蹟名勝保存—史蹟名勝天然記念物保存法をめぐる京都の対応—」『近代京都研究』思文閣出版 2008
- 38) 椎名仙卓：『近代日本と博物館—戦争と文化財保護—』雄山閣 2010
- 39) 森本和男：『文化財の社会史—近現代史と伝統文化の変遷』彩流社 2010
- 40) 山田由希代：「京都美術協会」『京都 伝統工芸の近代』思文閣出版 2012
- 41) 清水重敦：『建築保存概念の生成史』中央公論美術出版 2013
- 42) 竹居明夫：『『日出新聞』記者金子静枝と明治の京都』芸艸堂 2013
- 43) 田中智子：「高等学校制度と地方都市—教育拠点の設置実態とその特質—」『近代日本の歴史都市：古都和城下町』思文閣出版 2013
- 44) 中川理：『京都と近代』鹿島出版会 2015

参考史料

- 1) 高山林次郎遺著：『樗牛全集』第1巻 博文館 1925
- 2) 宮内庁：『明治天皇紀』第4巻 吉川弘文館 1988
- 3) 京都府立総合資料館：『京都府百年の資料 二 商工編』京都府 1972
- 4) 京都府立総合資料館：『京都府百年の資料 六 宗教』京都府 1972
- 5) 奈良県議会史執筆委員会：『奈良県議会史』第一巻 奈良県議会 1991
(以下、史料名五十音順) .
- 6) 京都市：『京都市会議事録』京都市
- 7) 京都美術協会：『京都美術』雄松堂出版
- 8) 京都美術協会：『京都美術協会雑誌』雄松堂出版
- 9) 帝國古蹟取調會：『古蹟』帝國古蹟取調會
- 10) 大日本消防協會：『大日本消防』大日本消防協會
- 11) 博文館：『太陽』博文館
- 12) 中央公論社：『中央公論』反省社
- 13) 東洋學藝社：『東洋學藝雑誌』東洋學藝社
- 14) 博物館事業促進会：『博物館研究』復刻版 日本博物館協会
- 15) 画報社：『美術新報』復刻版 八木書店
- 16) 『日出新聞』国立国会図書館所蔵
- 17) 日本歴史地理研究會：『歴史地理』日本歴史地理研究會